

委託契約における変動型最低制限価格制度の検証について

1 主旨

区は、令和3年度の1円入札案件の発生や公契約適正化委員会からの意見書を踏まえ、多種多様な委託契約における過度な低価格入札の抑止及び効果的なダンピング対策の実現を目指し、令和5年度から変動型最低制限価格制度の入札を実施している。

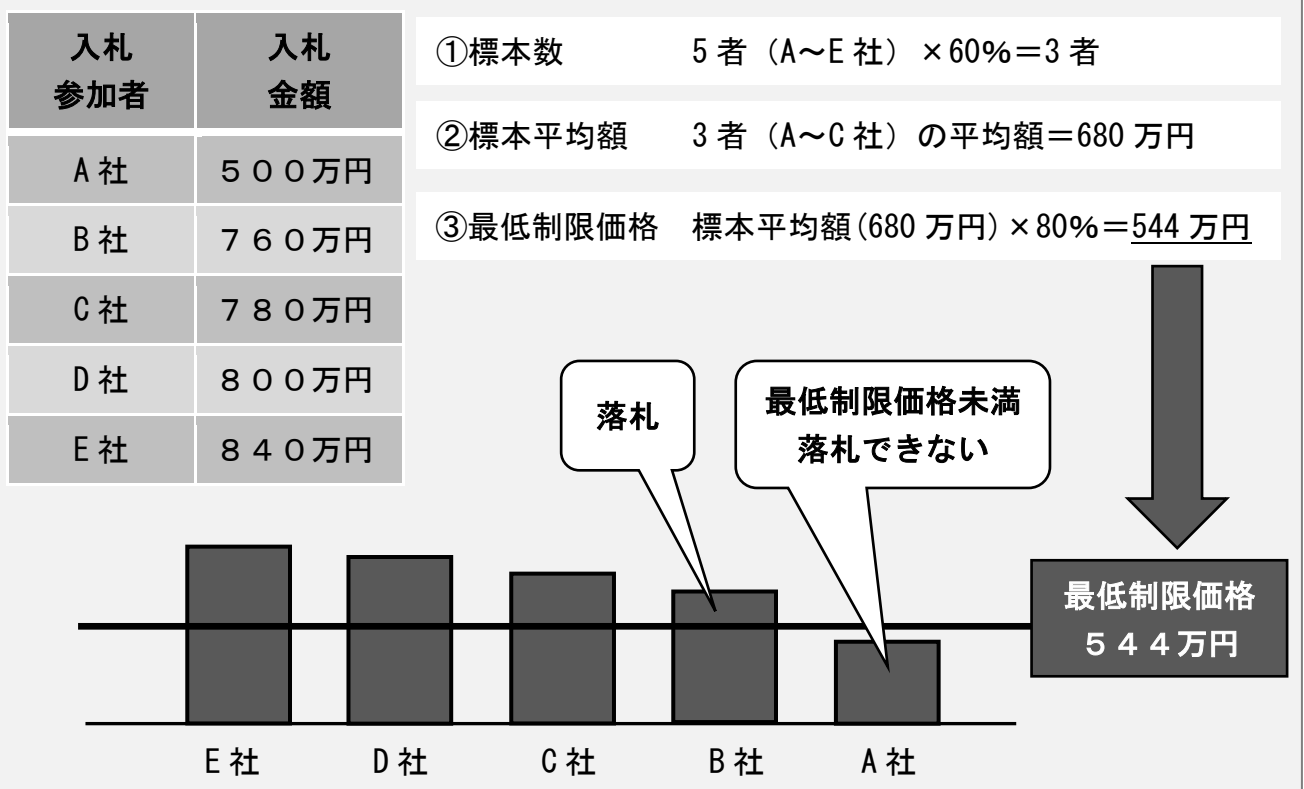
今般、現在までの入札実施状況及び入札参加事業者へのアンケート結果を踏まえた今後の運用の考え方を取りまとめたので報告する。

2 制度概要

「多種多様な業務委託契約の適正価格を市場に聞く」

- ・ 案件ごとに開札後の入札額の標本平均額から最低制限価格を設定
- ・ 過度な低価格入札の抑止による競争性とダンピング防止の両立

【入札参加者が5者の場合の例】



※入札額が予定価格を超える者、予定価格の1割以下の者等は有効な入札参加者から除外  
 ※有効な入札参加者が2者以下の場合、予定価格に60%を乗じた額が最低制限価格

### 3 検証方法

#### (1) 実施状況

令和5年9月30日現在、実施した129件を対象として、変動型最低制限価格の設定率、最低制限価格未満の入札の発生状況等について検証した。

【別紙2-1参照】

#### (2) 従来の入札との比較

令和5年9月30日現在、実施した129件を対象として、適用対象としている業務種別について令和4年度の入札と比較し、落札率、入札価格の率、不調率の状況を検証した。

【別紙2-2参照】

#### (3) 事業者アンケートの検証

令和5年7月20日現在、実施した入札の参加事業者187者に対し、アンケートを実施した。本制度に対する理解度や入札価格への影響、制度への意見等を取りまとめ、検証した。

【別紙2-3参照】

### 4 実施状況及び評価

#### (1) 実施状況

①検証対象期間の適用案件は、従来の最低制限価格制度では、予定価格200万円以上の建物清掃・公衆トイレ清掃、造園の業務委託契約（単価契約を除く。）を対象としており49件であるが、令和5年度から適用対象業務を拡大したことにより、案件が増え、129件となった。

②最低制限価格の設定率は全体の平均で予定価格の61.55%となった。業務種別ごとでは最も低いものは「データ入力作業」（54.31%）、最も高いものは「建物清掃」（62.88%）となった。

③有効参加者数が3者以上の案件において、実際の入札価格に基づき算定した最低制限価格設定率の平均は62.99%となり、有効参加者数が2者以下の場合の60%と概ね同水準となった。

④最低制限価格未満の入札が発生した件数は17件で、13.18%となった。最も発生率が高かった業務種別は「情報処理業務」（33.33%）であった。なお、最低制限価格未満の入札は「造園」の1件では2者あったが、その他の案件ではいずれも1者のみであった。

1割強の案件で最低制限価格によって落札者とならない者が発生したことから、本制度の効果が働いており、ダンピング対策として機能しているものといえる。

#### (2) 従来の入札との比較

①平均落札率については、適用対象とした全ての業務種別において前年度より上昇し、全体では80.50%（前年度比+8.12%）となった。業務種別ごとでは「翻訳・通

訳」(前年度比+51.37%)、「計画策定支援」(前年度比+20.19%)などにおいてとりわけ上昇した。

- ②落札者以外の者も含んだ全体の入札価格率では、業務種別ごとに上昇したのもあれば低下したものもあり様々であるが、全体では前年度比+9.79%の112.74%となった。
- ③不調率については、1.63%(2件)から3.10%(4件)となり+1.47%上昇した。これらの不調はいずれも予定価格超過によるもので、最低制限価格の設定に起因する不調は発生していない。

### (3) 事業者アンケートの検証

- ①制度の趣旨、公契約条例、変動型最低制限価格の算定方法の理解度については約9割の事業者から理解している旨の回答があり、適用対象であることを知らずに入札参加した事業者は僅かであったことから、制度周知は概ね行きわたっていることが確認できた。一方で、算定方法の計算が複雑で理解が難しいとの意見もあり、引き続き制度説明を丁寧に行っていく必要がある。
- ②本制度適用の入札に参加したことによる意識の変化については、適正な積算が可能となったとする事業者が約4割あった一方で、4割強の事業者が変わらないと回答している。また、通常より高い金額を入札したという事業者は2.5割に留まっていることから、事業者の入札行動への直接的な影響については、限定的なものと考えられる。
- ③制度全体や最低制限価格の算定方法に関しては、適正価格での入札ができたという評価があった一方で、企業努力により安価での応札が可能であったにもかかわらず積算根拠についての説明の機会がないことへの疑問や、ダンピング対策が不十分であるという意見が見られた。

## 5 今後の運用

- ①事業者へのアンケートでは入札行動への大きな影響は確認できず、ダンピング対策が不十分である等の意見があったものの、入札結果に基づくデータ分析では、全ての業務種別において落札率が前年度より上昇しており、落札者以外も含めた入札価格率においても上昇傾向が見られた。このことから、多種多様な業務委託契約への本制度の導入により、ダンピング対策として一定の効果が得られていることが確認できる。
- ②本制度導入の趣旨は、1円入札に象徴されるような、市場価格と著しく乖離した低価格での落札を防止することにある。また、本制度においても、地方公共団体の行政原則である経済性や競争性をこれまで同様に適切に確保することを前提としており、制度導入以前と著しく乖離する価格変動を意図したものではない。従って、従来の落札率を一定程度維持しつつダンピング防止の効果をあげるといった当初の目的は達成されているものと考えられる。
- ③企業努力を説明する機会を設けるためには、区で一部の工事請負契約において実施している低入札価格調査制度を導入することが考えられる。しかし、②に記載の趣旨を

実現するためには著しい低価格受注そのもの防止に主眼を置くべきである。また、仮に低入札価格調査を実施する場合、実務的な観点からは、工事請負契約と異なり、納品や事業着手までの期間が短い委託契約では、調査に時間を要すると、効率的な事業執行に支障を来たすことが懸念される。区としては、アンケートに記載された、意見を踏まえるものの、最低制限価格の設定水準を直接引き上げるよりも、現行の最低制限価格制度を継続しながら、あわせて企業の営業努力による一定の競争性を維持するべきである。

④以上のことから、現在の制度運用を継続することで、引き続き競争性とダンピング防止の両立を図る。

## 6 今後のスケジュール（予定）

令和6年1月 令和6年度入札公告の開始